

(緊急消防援助隊の活動管理体制の想定例)

消防庁長官の要請により出動した緊急消防援助隊は、原則としてベースキャンプに集結する。
指揮支援部隊長は、これらの機能別部隊の活動状況を集約し、被災地方公共団体ならびに消防庁に報告を行う。
消防庁は、これらの活動状況の把握・管理を行う。

